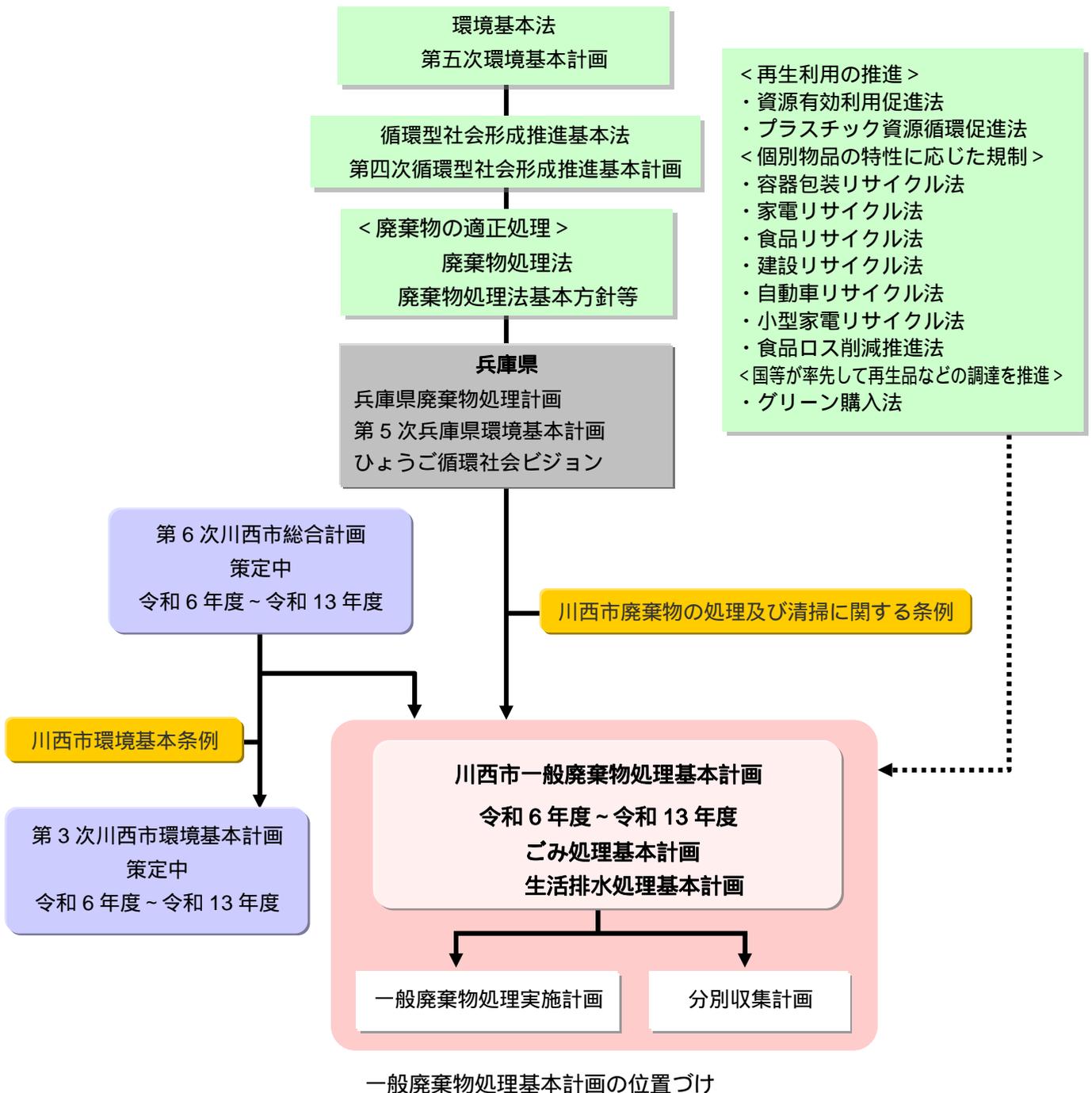


一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づき策定されるものです。この計画では、上位となる法律である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の減量やリサイクルの方向性、目標等の基本的な事項について定めています。

また、本市における今後の廃棄物行政においてごみの減量やリサイクル、適正処理を推進するための行政計画としての性格を有します。

以下に循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置づけを示します。



< 前計画について >

本市では、平成 25 年 3 月に、現計画である「川西市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

策定後 10 年間の一般廃棄物排出量を予測し、適正な一般廃棄物処理を循環型社会の構築に向けた長期的な視点に立って、“始めよう！ごみの減量 私から 1 人 1 日マイナス 100g” をスローガンに、目標値やその達成に向けた施策、市民・事業者・行政が取り組むべき役割を明記しています。

目標値については、令和 4 年度を目標年度とし、市民 1 人 1 日排出量^{*1}828g、リサイクル率 28%以上を目指しています。

*1:「1 人 1 日排出量」は、集団回収で排出される資源物を含めた総ごみ排出量を指します。

現計画の概要

【目標年度】令和 4 年度		
ごみ処理基本計画（第 4 章）		
【基本理念】 パートナーシップで進める循環型社会の形成		
【基本方針】 1. ごみの発生抑制、再使用の推進 2. 再生利用の推進 3. 環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進 4. 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組み		
【スローガン】始めよう！ごみの減量 私から 1 人 1 日マイナス 100g		
【目標値】(令和 4 年度)	基準年度(平成 22 年度)	現状(令和 2 年度)
市民 1 人 1 日排出量：828g	928g	844g 未達成
リサイクル率：28%以上	25%	27.3% 未達成
計 画	循環型社会の形成に向けた基盤づくり	循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政の参画と協働による取り組みを進めるため、各主体の情報共有を進め、協働による事業を展開する。また、子どもや若い世代をはじめあらゆる年齢層への環境教育・環境学習を充実させ、一人ひとりが意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを実践するよう、市民、自治会、コミュニティ、学校、事業所などあらゆる主体との協働により取り組みを推進する。
	ごみの発生抑制と再使用の推進	3R の取組のうち最優先される発生抑制について、生ごみや容器包装等の減量化を推進するとともに、製造から廃棄に至る過程において「ごみを出さない」ための取組を進める。不用になってもすぐに廃棄するのではなく、再使用を進め、発生抑制、再使用に向けて市民や事業者の具体的な行動を促す取り組みを推進する。
	再生利用の推進と循環の輪の形成	発生抑制、再使用の取組の後に、どうしても排出されるものは、再生利用し、資源としての活用に努める。また、リサイクル製品等の積極的な利用を進め、資源循環の輪を形成する。
	環境負荷の低減に配慮した収集処理の推進	3R の基本原則のもと、ごみの減量化・資源化を進めたのちに、最終的にごみとして排出されるものは、迅速かつ衛生的に中間処理施設へ収集運搬し、適正処理を行っていく。国崎クリーンセンターと連携を行い、生活環境の保全に努め、温室効果ガスの削減など環境負荷の低減にも配慮し、確実に収集処理を行う。
重 点 策	1. 子どもや若い世代に向けた啓発	1. 子ども向けごみ学習会の実施 2. 小学校 4 年生向け副読本「ごみ減量ワークブック」の活用促進 3. 学校園・保育所等との連携強化
	2. 市民と協働で取り組むごみ減量啓発	1. ごみ減量チャレンジ・モニターの実施 2. 自治会、コミュニティ等との連携